

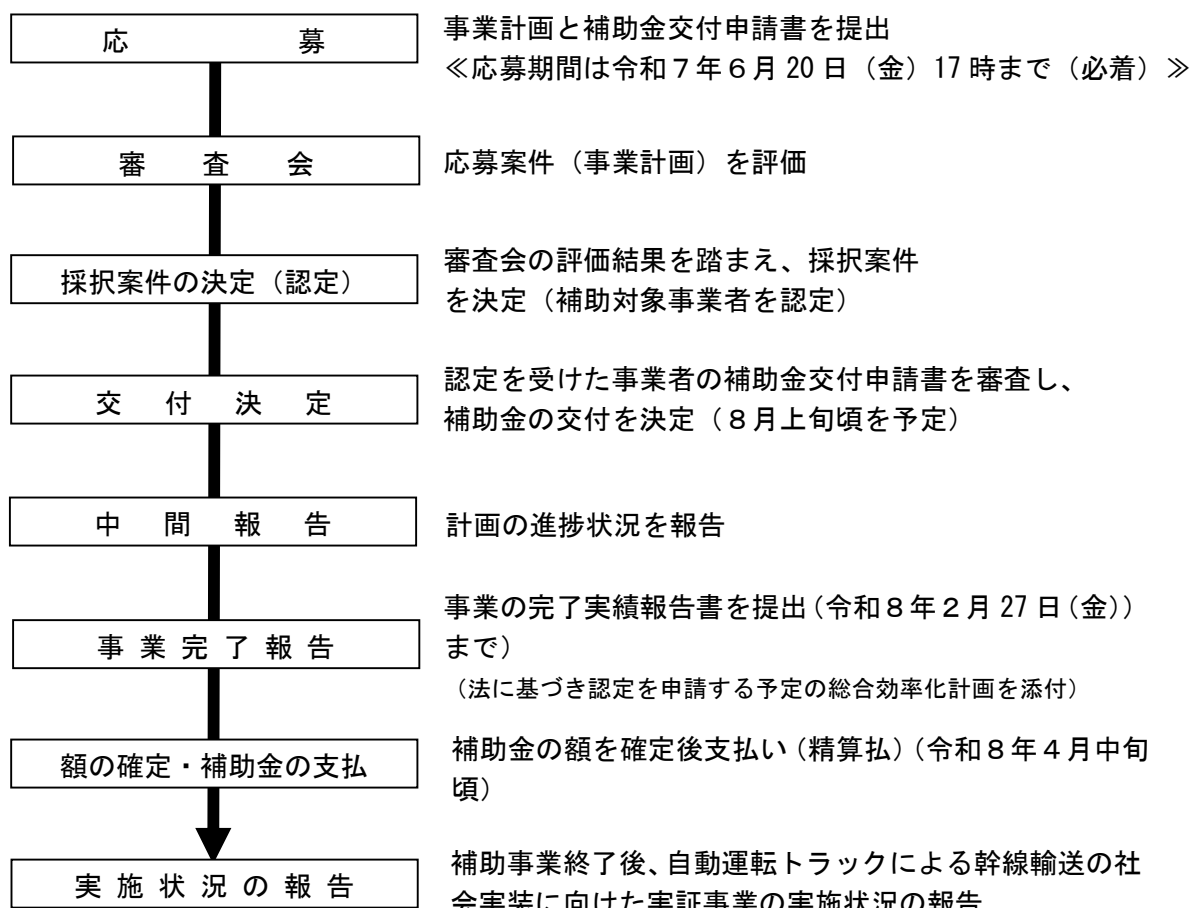
令和7年度自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業 応募要項

令和7年5月
物流・自動車局 総務課
企画・電動化・自動運転参事官室

トラックドライバーの担い手不足の解消に向けて、物流事業者（貨物自動車運送事業者や貨物利用運送事業者、倉庫事業者等）や自動運転関連の技術開発等を行う民間事業者等が行う事業に対して支援する「自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業」（補助事業）について、下記のとおり応募を実施します。

応募にあたっては、本応募要項によるほか、自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業交付要綱（令和7年5月15日付け国自物第3号。以下「交付要綱」という。）及び自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業実施要領（令和7年5月15日付け国自物第4号。以下「実施要領」という。）に従って下さい。

なお、申請書類不足及び申請書類の記載内容に不備がある場合、審査の対象となりませんので、本応募要項等を熟読の上、申請書類を作成して下さい。



補助対象経費

- ① 自動運転トラックの導入経費(車両購入費、架装費等)
- ② 自動運転から有人運転への切替拠点の整備費用(自動運転トラックとの通信設備、駐車スペース、トラックバース等)
- ③ 自動運転トラックの活用に伴う必要な物流システムの開発・運用経費(遠隔点呼システム、配車システム等)

ただし、本事業において下記に該当する費用は対象外とする。

- ・ 補助対象経費のうち消費税及び地方消費税相当額
- ・ 補助の申請等に係る事務経費
- ・ 補助対象経費のうち、他の同種補助事業等において申請した経費
- ・ 補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他補助事業に関係のない経費

※ 詳細は交付要綱別表1、並びに実施要領 2 及び 3 を確認して下さい。

本事業により補助金の交付を受けようとする場合は、応募期間内に「事業計画」(実施要領様式 1) 及び「自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業費補助金交付申請書」(交付要綱第 1 号様式)、実施要領 4.(1)記載の添付書類を提出して下さい。

応募のあった事業計画を評価し、採択案件を決定(国土交通大臣による認定)するとともに補助金の交付を決定します。

また、認定した旨は申請者に対して通知するとともに、認定結果等については、国土交通省のウェブページ等で事業の概要等について公表します。

※注意事項

- (1) 過去に本事業により補助金の交付を受けた事業と同一であると認められる事業を実施しようとする事業者については認定を行いません。
- (2) 応募後の事業計画に修正等が生じた場合、採択案件の決定(国土交通大臣による認定)と同時に補助金の交付決定ができない場合があります。

自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業に対する補助金の交付の決定を受けた場合は、指定の期間の進捗状況を実施要領様式 3 により提出して下さい。また、交付要綱別表1補助対象経費①～③の交付の決定を受けた場合は、当該機器の使用状況が分かるよう、使用日時が分かるものと共に写真撮影を行い※、様式 4 内に当該写真を貼り付けて提出して下さい。

※最低限、始期・終期の 2 回は写真撮影を行って下さい。

補助対象事業が完了した場合、交付要綱第 12 条で定める期限までに、「報告書」(実施要領様式 4) 及び補助対象事業完了実績報告書(交付要綱第 8 号様式)を提出して下さい。内容を審査した上で交付すべき補助金額を確定し、補助金を支払います。(精算払)

(1) 事業計画の応募受付期間

令和7年5月 16 日(金)～令和7年6月 20 日(金)17時必着

※電子メールで提出する場合は、メール到着及び担当部署への電話確認を令和7年6月 20 日(金)17 時までに行ったものが有効となります(詳細は(4)参照のこと)。

(2) 提出先

国土交通省担当部署(別紙参照)に郵送又は電子メールにて提出して下さい(補助金交付申請書や輸送実績の報告等の提出についても同様とします)。

(3) 提出部数

郵送の場合は正本 1 部、写し 1 部。電子メールの場合は、正本1部。

(4) 電子メールでの提出について

- ①電子メールで提出する場合は、メールの件名(題名)を必ず『【提出】令和7年度自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業費補助金』とし、メール本文内に電子メールを提出した担当者の社名・担当部署・担当者氏名・連絡先電話番号・連絡先電子メールアドレス及び添付書類名を記載して下さい。他の件名(題名)では受け付けない場合があります。

※なお、交付決定後に提出する書類に関しても、同様に提出して下さい。

- ②電子メールで提出する場合、申請書等書類は PDF 形式に変換し提出して下さい。ただし、元の形式(ワード形式等)の提出を追加で求めることがあります。
- ③電子メールに添付する申請書等書類の容量は3MB までお願いします。容量を超える場合は、ファイルを分割し、複数のメールに分けて提出をして下さい。
- ④電子メールで提出する場合は、電子メールで担当部署に申請書等書類を提出後、電子メールを送付した担当部署に当該メール及び申請書等書類が届いているか電話連絡をして下さい。応募受付期間内にメール到着及び担当部署への電話確認ができなかった場合は、審査対象となりません。
- ⑤ネットワーク障害等が生じる可能性や、応募受付期間締め切りが近くなると問い合わせが集中するため、時間に余裕を持った提出をして下さい。

(5) その他

担当部署より、申請内容についてメールや電話での確認を行うことがあります。

書類の提出・お問い合わせ先

※メールアドレスの「★」は「@」に置き換えてください。

〔制度全体についてのお問い合わせ〕

国土交通省 物流・自動車局 総務課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8563(直通) hqt-jidoshasoumu-kks★gxb.mlit.go.jp
-------------------------	-------------------------------	---